

NPO・市民活動団体と市との 協働のあり方[指針] [蔵書版]

指針の構成

1. はじめに
2. NPOの定義
3. 協働の背景
4. 協働の意義・目的
5. 協働の原則
6. 協働の形態
7. 協働の進め方[基本的な流れ]
8. 協働の進め方[各段階の流れ]

指針の主旨

協働の 考え方・手順 の明確化

- NPO・協働の認識の向上
- 対応の全庁的な統一
- 事業・協働の目的、役割分担を明確化
- 協働の進め方を明確化

協働事業 の 実践・検証

- 協働事業の実績を蓄積、精査
- 既存の枠組みを超えた事業への対応策・新制度の設計検討材料として活用

協働に 関する環境 の充実

- 協働事業でのNPO等と市それ
ぞれの役割、主体性を明確化
- 公共(空間)の検討による「市民活
動の活性化」、「行政サービスの
向上」

指針の位置づけ

協働推進の目標・計画

草加市 みんなでまちづくり 自治基本条例	パートナーシップによる まちづくりを進める
第三次草加市 総合振興計画 基本構想	市役所を変える 市民と「協働」で きる市役所に
第三次草加市 総合振興計画 中期基本計画	公共(空間)の創出 基本的な視点とし ての「協働」

指針の特徴

両者で検討 両者が活用

- 指針内容の検討を、NPO・市の
両者でゼロから検討
- 行政職員向けマニュアルとして
ではなく、NPO等と市の両者
が活用できる構成

定期的に 柔軟に 見直し

- 今後の協働に関する環境の変化
に柔軟に対応するため、定期的
に指針内容を更新

協働のあり方[指針]



協働の形態

[詳細は指針P9に掲載]

- 1) 共催…NPO等と行政がともに主催者となって共同で一つの事業を行う協働の形態。
- 2) 後援…NPO等が主催する事業に対して行政が、または、行政が主催する事業に対してNPO等が、「後援」という形で名を連ねること。主に金銭的支出を伴わない協働の形態。
- 3) 事業協力…NPO等と行政との間で、それぞれの特性を活かし、一定期間継続的な関係のもとに協力して事業を行う協働の形態。
- 4) 政策提案・企画立案…NPO等などが、行政の施策に対して独自の企画や代案をみんなでまちづくり会議等で提案する協働の形態。
行政が施策を立案するときや事業を企画するときに、NPO等から提案や意見などを受けたり、行政が設置した審議会や協議会などにNPO等のメンバーが委員として参画する協働の形態。
- 5) 実行委員会…NPO等と行政、場合によっては、それ以外の主体も含めた新しい一つの組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う協働の形態。
- 6) 情報提供・情報交換…NPO等と行政とが行う協働事業やそれに関する課題等について行政の枠組にとらわれず、情報交換や意見交換を行う協働の形態。
- 7) 委託・指定管理者制度…委託は、行政が担当すべき分野の事業を行政にはない優れた特性をもつNPO等に契約をもって委ねる協働の形態。
指定管理者制度は、行政が担当すべき公の施設の管理を行政にはない専門性、独自性、先駆性をもつNPO等に協定をもって委ねる協働の形態。
- 8) 補助・助成…補助は、NPO等と行政との共通の目的を達成するために公金を配分することで、特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認めた場合に、NPO等から対価を受けないで行政が支出する協働の形態。

NPO・市民活動団体と市との協働のあり方を考える会議

この指針は、NPO・市民活動団体と市との協働のあり方を考える会議(以下、考える会議と呼びます)が、約3年間、49回にわたる会議を行い検討されました。

考える会議では、指針内容だけでなく、その検討方法から協議してきました。このように検討方法から協働で取り組めたことも、今回の指針策定での大きな成果だと言えます。

考える会議は、下のとおり様々な活動分野から多くの公益団体により構成されていました。

	団体名		団体名		団体名
1	(特) 草加市身体障害者福祉協会	14	(特) 子ども広場草加おやこ劇場	27	憩いのえんがわ
2	(特) うるおい工房	15	エコ・買い物ガイド草加	28	秋桜
3	(特) 高齢者障害者の家だんらん	16	草加市くらしの会	29	草加市華道協会
4	(特) さくらんぼ	17	せざき防犯パトロール隊	30	草加市手話友の会
5	(特) みんなのまち草の根ネットの会	18	リバック草加	31	夏の会
6	(特) さわやか たすけあい草加	19	草加朗読劇「この子たちの夏の会」	32	子育て情報誌「SKIP」
7	(特) 障害者自立センター・めだか	20	みどりと花をつくろう会	33	瀬崎まちづくり市民会議
8	(特) 草加・元気っ子クラブ	21	サルベージ協会	34	平和ネットワーク草加
9	(特) 草加ジュニアオーケストラ	22	草加市綾瀬川をきれいにする会	35	福寿草
10	(特) ゆめネット	23	草加フリーマーケット市民の会	36	(特) 草加物産企画
11	(特) げんきどう	24	美術協会	37	(特) フォーライフ
12	(特) 音楽あそび場ネットワーク草加	25	獨協大学エクステンションセンター	38	草加市国際交流協会
13	(財) 埼玉県生態系保護協会南埼玉支部	26	吉町の住環境を守る会	39	草加市を明るく笑顔にする挨拶運動の会

(注) (特)は特定非営利活動法人の略、(財)は財団法人の略です。また、団体名は当録のものですが、

お問い合わせ先

指針に関する問い合わせ、協働に関するご相談は下記までご連絡ください。

市民活動センター

〒340-0023 草加市谷塚町 752

電話 048-920-3580

FAX 048-925-1872

みんなでまちづくり課

〒340-8550 草加市高砂 1-1-1

電話 048-922-0796(直通)

FAX 048-922-3406

協働の進め方

この指針では、特に協働事業の実施にいたるまでのプロセスを重視し、NPO等と行政のそれぞれが、協働事業に取り組むのにあたり考える項目を明確にしています。

検討・計画段階から情報・目的を共有

協働による事業の効果を得るためには、検討段階からの情報や目的の共有が最も重要です。指針ではNPO等と行政の両者が事業を組み立てる際に共有すべき項目を並べています。

【詳細は指針P16に掲載】

1. 事業・活動内容検討段階

NPO等における検討
1-1 ミッションに基づいて、現状分析、課題・目的を検討する

市の各所管課における検討
1-1 現状分析
1-2 課題・目的・成果目標の検討

NPO等・行政それぞれの視点を重視

NPO等と行政では、事業の組み立てに関する視点が違いがあることから、「事業・活動内容検討段階」と「計画段階」では検討項目をそれぞれの視点に分けて説明しています。

【詳細は指針P16に掲載】

市民活動センターで情報を集約

市民活動センターは、協働事業に取り組もうと考えているNPO等と行政をつなぐために、情報共有の機会や場を提供し、両者の間を取り持つなどの役割を果たす機関です。

【詳細は指針P19に掲載】

市民活動センターに情報提供、ご相談ください

NPO担当部署（市民活動センター、みんなであちづくり課）が協働事業の検討や企画づくり、指針の活用についてご相談をお受けします。

NPO等に関する情報だけでなく、協働事業に関する情報を一元化していくために、協働事業の実施を考えている場合は情報を「市民活動センター、みんなであちづくり課」にご提供ください。



指針が対象とするNPO

この指針が対象とする団体は、右図の太線の内側部分にあたる狭義のNPOです。なお、指針の本文中では対象となる団体を、「NPO等」と表現しています。

【詳細は指針P3に掲載】

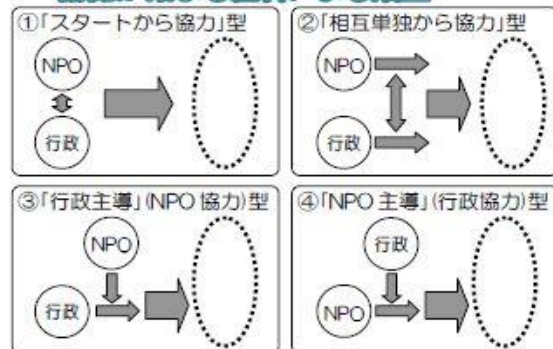


協働の形態

- 1) 共催
- 2) 後援
- 3) 事業協力
- 4) 政策提案・企画立案
- 5) 実行委員会
- 6) 情報提供・情報交換
- 7) 委託・指定管理者制度
- 8) 補助・助成

【詳細は裏面に掲載】

協働が始まる経緯による類型



NPOと行政の活動領域

NPOの活動領域	NPOと行政の活動領域	行政の活動領域
NPOが単独で主体的に活動する領域	NPOが主体的に活動し、行政が後援、資金・場所の提供などで支援する領域	行政が主導し、NPOが協力を求める領域
NPO単独	協働	行政単独

指針では、協働を成功させるために、協働事業の始まる経緯や、それぞれの活動領域、さらに、協働の形態がどれにあたるのかを事前に認識しておくことをポイントとしています。

【詳細は指針P7に掲載】

協働事業として取り組むかを判断

NPO等と行政の両者がそれぞれ協働のパートナーとなり得るかどうかを、双方が判断するための材料として、それぞれが検討した結果を企画書としてまとめます。

【詳細は指針P21に掲載】

合意形成と協定等の締結

計画段階でまとめた企画書の内容を基に、NPO等と行政の両者が協議・合意しながら事業実施計画、役割分担を検討し、合意に基づき協定書を作成します。

【詳細は指針P28に掲載】

5. 協議段階

- 5-1 協議・検討
- 5-2 協議内容の合意
- 5-3 公表・情報公開

6. 実施段階

- 7-1 事業の評価
- 7-2 協働の評価

7. 振り返り段階



事業・協働を別々に評価

「事業の目的・成果」＝「協働の目的・成果」となる場合もありますが、常に同じとは限らないことから、事業、協働の両面についてそれぞれ評価を行います。

【詳細は指針P32に掲載】

この指針に基づいて取り組まれた協働事業の実績や評価等をもとに、協働に関する環境の充実を目指し、指針の内容を定期的かつ柔軟に見直していきます。